

平成 31 年 2 月 26 日
内閣府総合海洋政策推進事務局

海洋プラスチックごみ対策に関する取組について

1. 第 3 期海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）に基づく取組

- (1) 第 1 部「海洋政策のあり方」では、海洋に関する施策についての基本的な方針として、海洋環境の維持・保全の項目の中で海洋ごみに関し、次のとおり記述。

かけがえのない海洋環境を保全していくため、SDGs 等を始めとする様々な国際枠組みの下で、適切な海洋保護区の設定、脆弱な生態系の保全、海洋汚染の防止、海洋ごみ対策、気候変動への対応等を推進していく。その際には、予防的アプローチの考え方も取り入れ、科学的な知見に基づく海洋の持続可能な開発・利用と保全を基本とする我が国の考え方を適切に反映させつつ、海洋環境保全に積極的に貢献していく。

- (2) また、第 2 部「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」では、海洋ごみ対策に関して取り組む個別施策として、次のとおり記述。

海洋ごみ（漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ）について、良好な景観や環境の保全等を図るため、実態等が未解明で実質的な回収が困難なマイクロプラスチックへの対応も含め、その削減に向け、多様な主体の参画や連携の下、実態把握、回収処理や発生抑制対策、国際連携を総合的に推進していく。（外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）

マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、海洋中の分布状況や有害物質の吸着状況、海洋生物や生態系への影響等の調査研究を継続的に実施する。（文部科学省、環境省）

マイクロプラスチックを含む海洋ごみのモニタリング方法の高度化等の研究開発を推進する。（文部科学省、環境省）

地方公共団体や事業者等による地域の実情に応じた海洋ごみの回収・処理や、海洋ごみの処理に必要な廃棄物処理施設の整備等を支援する。（農林水産省、環境省）

災害時等における海岸管理者等による緊急的な流木等の処理を支援する。（農林水産省、国土交通省、環境省）

海洋環境の保全を図るため、漂流ごみや油の回収・処理を実施する。（国土交通省）

国外起因の廃ポリタンク等の海岸漂着物について、実態把握を行うとともに、必要に応じて発生国への申入れ等の対応を行う。（外務省、環境省）

陸域から河川等を通じて海域に流入するごみを含めた海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制（リデュース）や再資源化（リサイクル）、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止、河川美化等について、教育やライフスタイルの観点も念頭に置きつつ、関係機関が連携して、普及啓発を含めて総合的に対策を講ずる。（国土交通省、環境省）

G7での取組等を踏まえ、マイクロプラスチックに関するモニタリング手法の国際的な調和の推進等を通じて、地球規模での分布状況の解明に貢献する。（環境省）

国際枠組等における海洋ごみに関する調査研究、人材育成等に関する協力を通じて、特にアジア地域における海洋ごみの実態把握や排出削減に貢献する。（環境省）

2 . 参与会議 海洋プラスチックごみ対策プロジェクトチームによる検討

(1) 総合海洋政策本部参与会議の下に、海洋プラスチックごみの削減を通じた海洋環境保全の方策を検討するためのプロジェクトチームを設置 (平成 30 年 7 月)。

昨年 10 月以降、これまで 4 回に渡るプロジェクトチームでの議論を踏まえ、現在、報告書の取りまとめが進められているところ。

(2) プロジェクトチーム報告書は、次回の参与会議に報告され、審議を経て、他のプロジェクトチーム報告書等と合わせて参与会議意見書として取りまとめられる予定。

(参与会議) 内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部に置かれた有識者会議。
内閣総理大臣から任命された海洋に関する幅広い分野の専門家 10 人で構成され、海洋に関する施策の重要事項を審議する。